

## 更新申請時の使用匹数の考え方について（補足説明）

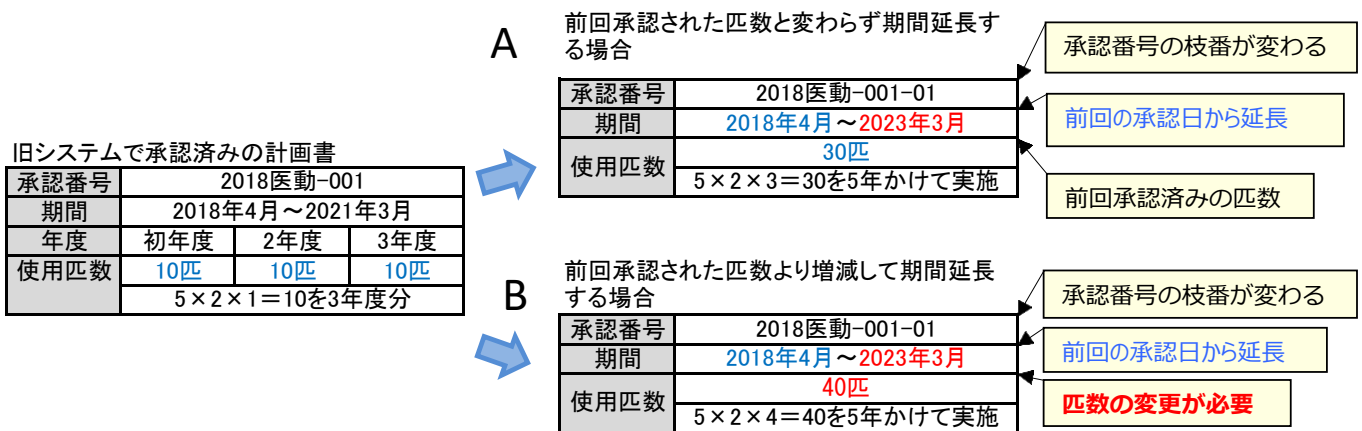
動物実験計画書および教育研究計画書の承認期間は3年間を超えない期間となっていますが、実験が期間内に終わらない場合、一度目の更新申請において、期間を最長で2年延長できます。

また、延長した期間までに実験が終わらない場合には、次回以降の更新時に更に延長し、合計で6年度を超えない期間までの延長が可能となります。

2021年3月までに承認期間が終了する計画書で、期間の延長を希望する場合は、動物の使用匹数について以下の点に注意して申請してください。

### <動物実験計画書>

1. 全承認期間内で使用する動物の匹数が、前回承認された匹数と同じ場合（下図A）  
⇒承認された匹数の合計数をそのまま記載し、期間を延長してください。
2. 全承認期間内で使用する動物の匹数を、前回承認された匹数から増減する場合（下図B）  
⇒承認された匹数の合計数を基準として、匹数の増減をし期間を延長してください。



### <教育研修計画書>

毎年度実施する教育研修計画を更新する場合には、承認された匹数の合計数を基準として、匹数の増減をし期間を延長してください。（下図C）  
なお、翌年度4月開始の新規申請（複写から新規作成）として申請しても構いません。（下図D）

